

第三回「人と環境にやさしい農業・農村振興検討会」

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（仮称） 条文（部素案）について

構成案

項目	内容
第1章 総則	目的、条文用語の定義、基本理念、県の責務、市町・農業者等・食品等関連事業者・県民の役割
第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策	技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保・育成、高齢者等の活動環境整備、出荷・流通の促進、県民による消費・学校給食の利用促進
第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策	地域協働体制の構築、多面的機能發揮のための活動促進、農村型地域運営組織の育成、地域資源を活用した事業活動等の促進、都市との交流等
第4章 雜則	行財政上の措置等
附則	施行期日

第1章 総則

※条文は今後の調整により変更する場合があります

条文案	検討会委員主な意見
目的 <p>第1条 この条例は、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式との調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、当該生産活動を支えるために地域における関係者が相互に連携して協働を図る体制の構築、県民に農産物を安定的に供給する基盤となっている農村の営農環境の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給及び食料安全保障の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。</p>	—
定義 <p>第2条 ① この条例において「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。 (1) 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。） (2) 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。） (3) その他環境への負荷の低減に資する生産方式により行われる農業 2 この条例において「人と環境にやさしい農村」とは、前項に規定する農業が行われている地域をいう。 3 この条例において「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。</p>	<p>①「やさしい」という言葉は抽象的で、解釈の幅が広くなりがちなため、定義を整理すべき</p> <p>⇒ 左記のように記載</p>

条文案

検討会委員主な意見

基本理念

第3条

②人と環境にやさしい農業は、県内の農業者が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、農業が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する営みであることの理解の促進に重要な役割を果たしてきており、その営みが県民の誇りにつながっていることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業の持続的な発展並びに県民に対する食料の安定供給及び食料安全保障の確保を図ることができるよう、農業生産活動における環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が図られることを旨として、その実践が図られなければならない。

2 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が農業の生産性の向上のために不斷の努力によって獲得された成果であることを踏まえ、従来の生産方式との調和に配慮しつつ、農業者間の相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その振興が図られなければならない。

3 人と環境にやさしい農村は、多くの県民が人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条に規定する多面にわたる機能をいう。以下「多面的機能」という。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を享受することができるようになるためには、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることが重要であることを踏まえ、農業者を含む地域住民その他の関係者の理解の下に、営農環境の確保、生活の利便性の確保その他の地域社会の維持に資する諸条件の整備が図られるよう、地域住民等の相互間の連携と協働を推進する体制を構築することを旨として、その振興が図られなければならない。

②食に関する活動は、あらゆる分野と連携が可能であり、地域創生にもつなげるためには、シビックプライドというの非常に大事な要素

③「県民の誇り」という表現が骨子案に盛り込まれている点について、非常に良い

④過去の県農政の流れも踏まえたうえで整理すべき

⑤基本理念の「慣行農業とのバランス」という表現について、慣行農業・環境創造型農業・有機農業は、それぞれ独立したものではなく、連続性があるもの。地域ごとに自然環境や経済・社会的背景が異なるため、それぞれの地域に応じた選択が重要。すべての取組が大切であるという視点をしっかり整理すべき

⇒ それぞれ左記のように記載

条文案

検討会委員主な意見

県の責務

第4条

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興する施策を策定、実施する。

- 2 研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ体制の整備等の措置を講ずる。
- 3 次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に、毎日の食生活が豊かな森が育む水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ農業及び農村に支えられていることについて理解の増進等の措置を講ずる。

市町の役割

第5条

市町は、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定、実施するよう努める。

農業者等の役割

第6条

⑥農業者等（農業者の組織する団体を含む。）この条、第16条において同じ。)は、人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、環境負荷低減に資する生産方式の導入、資材の調達等の取組を行うよう努める。

[**⑥農協や農業委員会など、農業団体の位置づけが見えにくい**](#)

⇒ 農業者の組織する団体として明記

食品等関連事業者の役割

第7条

食品等関連事業者は、環境への負荷の低減に資するための農産物等の調達、流通の確保等の取組を行うよう努める。

県民の役割

第8条

県民は、環境への負荷の低減に資する農産物等を選択するよう努める。

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

条文案	検討会委員主な意見
技術の研究開発の促進	
<p>第9条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制を整備し、⑦農産植物の品種の育成、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術その他情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進等の施策を講ずる。</p>	<p>⑦農業を産業として成立させること、儲かっていくことが大切。温暖化に強い品種開発やブランド化の取組もそのための1つのツール ⇒ 左記のように記載</p>
技術の普及の促進	
<p>第10条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及促進のため、技術の活用に関する情報提供、地域の特性に応じた普及事業の推進等の施策を講ずる。</p>	<p>—</p>
生産基盤の整備及び保全	
<p>第11条 県は、環境との調和及び先端技術を活用した生産方式との適合に配慮し、農地区画の拡大、農業用用排水施設機能の維持増進等の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずる。</p>	<p>—</p>
環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進	
<p>第12条 県は、環境への負荷低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他必要な施策を講ずる。</p>	<p>⑧「再生」という視点から、地力の回復や生物多様性の確保などを盛り込んでほしい ⇒ 左記のように、地力増進、生物多様性の確保に言及</p>

条文案	検討会委員 主な意見
人材の確保及び育成 <p>第13条 県は、人と環境にやさしい農業経営を担う人材の確保及び育成を図るため、農業者による技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する技術及び経営方法の習得促進の施策を講ずる。</p>	—
高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等 <p>第14条 県は、農作業の負担の軽減が図られ、かつ農作業を通じて心身ともに健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、⑨高齢者、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者が有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備、⑨農業以外の事業にも従事している多様な農業者との連携及び協力の推進等の施策を講ずる。</p>	<p>⑨「高齢者及び障害者などの農業に関する活動の環境整備」に「農福連携」や「半農半X」の取組が含まれるよう表現してほしい ⇒ それぞれ「高齢者、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者」「農業以外の事業にも従事している多様な農業者」と記載</p>
農産物等の出荷の促進 <p>第15条 県は、農産物等の流通において人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進できるよう、農業者の組織化推進、農業機械の共同利用促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供等の施策を講ずる</p>	—

条文案	検討会委員主な意見
農産物等の流通の合理化の促進	
<p>第16条</p> <p>県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手できるよう、農業者等、食品等関連事業者等と連携して、直売所若しくは集荷場の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進等の施策を講ずる。</p>	—
県民による消費の促進	
<p>第17条</p> <p>県は、消費に際し、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が選択されるよう、県民への情報提供、食育の推進、^⑦農産物等の付加価値向上、当該農産物等の生産者と県民の交流機会提供等の施策を講ずる。</p>	<p>⑦農業を産業として成立させること、儲かっていくことが大切。温暖化に強い品種開発やブランド化の取組もそのための1つのツール（再掲） ⇒ 左記のように記載</p>
学校給食等における農産物等の利用の促進	
<p>第18条</p> <p>県は、農産物等の消費の増進を図ることができるよう、学校給食等における利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、生産者等と栄養教諭や食品等関連事業者等との連携の強化等の必要な施策を講ずる。</p>	—

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

条文案

検討会委員主な意見

地域協働体制の確立

第19条

県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民等の意思に基づく地域づくり活動によって支えられることが重要であることを踏まえ、
⑩ 地域住民等が相互に連携と協働を図る体制の構築等の必要な施策を講ずる。

多面的機能の発揮のための活動の促進

第20条

県は、人と環境にやさしい農村が、農産物の供給機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤の役割を果たしていることを踏まえ、農業者その他の地域住民の共同活動による生産基盤の管理や農業に由来する環境への負荷の低減を図るための活動の促進等の必要な施策を講ずる。

農村型地域運営組織の育成

第21条

県は、人と環境にやさしい農村の持続可能性を確保しつつ、地域全体で農業生産活動を支えることができるよう、⑩ 農業者を含めた地域住民による農業その他の地域社会の維持に資する取組を複合的に行う組織の育成や人材の参画の促進等の施策を講ずる。

⑩農村振興の項は、それぞれどのようなことを示しているか分かりやすく表現してほしい

⇒ 第19条：農村地域での様々な取組を進めるための体制構築について記載

第20条：多面的機能発揮の活動について記載

第21条：農村型地域運営組織（農村型RMO）について記載

条文案	検討会委員主な意見
地域の資源を活用した事業活動等の促進	
第22条 県は、人と環境にやさしい農村における⑪地域の資源を有効に活用することができるよう、農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進等の施策を講ずるものとする。	⑪伝統品種の保護・継承など地域資源の有効活用の視点も重要 ⇒ 地域資源の活用という観点で左記のように記載
都市との交流等	⑫都市と農村が近いことなど、兵庫県らしさの記載も必要 ⇒ 左記のように記載

第4章 雜則

条文案	検討会委員主な意見
行財政上の措置等	
第24条 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。	

【今後の展開案】

条例制定後の施策への意見

- 施策の立案と実行が重要。 農林水産ビジョンとの関係も含めて、条例をどのように具体的な計画に落とし込んでいくのかがポイント。条例と施策が常に連動するように整理し、進捗管理も含めて確認していくことが重要
- 施策の項目について、「計画策定」に関する項目が見当たらないため、何を実行するのかが不明確になってしまう懸念
- 条例はどうしても文字だけの形式的・理念的・概念的なものになりがちなので具体的な事例をもとに議論を進めていくことが必要

対応策

- 具体的な取組や成果指標については、県の農林水産業全体を包括する「農林水産ビジョン」及び「人と環境にやさしい農業推進計画」等の分野別推進計画にて設定
- 「人と環境にやさしい農業」の取組を生産者だけでなく、消費者や関係事業者等が支えていく気運醸成のための戦略策定や食農教育などに取り組み、理念を普及、啓発

【今後の予定】

時 期	内 容
12月中旬～	パブリックコメント開始（～1月上旬）
2月下旬	2月議会上程

※パブリックコメント後の条文の修正については、委員長に一任願います